

様式第2号（第3条関係）



平成27年4月3日

京丹後市議会議長 様

無会派議員名  
(電話)

松本聖司

政務活動費交付申請書

京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額（27年度分） 180,000 円



7 総務第 2 4 6 号

平成 2 7 年 4 月 2 1 日

松 本 聖 司 様

京丹後市長 中 山



政務活動費交付決定通知書

平成 2 7 年 4 月 3 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条の規定により通知します。

記

- 1 平成 2 7 年度政務活動費交付決定額 1 8 0, 0 0 0 円

(参 考) 条例第 9 条の規定に基づく既交付決定額  
平成 2 7 年 4 月 1 3 日現在

0 円

(様式1)



平成27年年 5月15日

京丹後市議会議長 様

会 派 名 無 会 派  
代 表 松 本 聖 司

調査研究等計画書

下記のとおり計画しましたので届け出ます。

記

- 1 日程  
平成27年5月20日 13:00~17:00
- 2 場所  
阪急グランドビル 26階会議室 大阪市北区角田町8番47号
- 3 目的  
番号法施行によるマイナンバー条例の利活用等について
- 4 該当する政務活動費の用途項目  
研修費
- 5 概算経費  
受講料 10,800 円、交通費 8,920 円 合計 19,720 円
- 6 参加議員名  
松本聖司
- 7 参考添付資料等  
資料1 マイナンバー制度導入セミナー案内書  
資料2 マイナンバー制度導入セミナー参加申込書  
資料3 研修に係る移動工程表

時事通信プレミアムセミナー

# マイナンバー制度 導入セミナー

**応用編  
in大阪**

自治体職員、議員及び  
関連団体の皆様へ!

開催 **2015年5月20日(水)**  
13時00分～17時00分(開場12時)  
阪急グランドビル26階会議室

第二東京弁護士会自治体法務研究会などにより『マイナンバー利活用』、『施行規則・様式解説』、『特定個人情報保護評価』についてご説明いたします。

テーマは「マイナンバー条例の利活用」及び「施行規則と様式解説」、  
「特定個人情報保護評価」

日時	2015年5月20日(水) 13時00分～17時00分(開場12時)
会場	阪急グランドビル 26階会議室 大阪市北区角田町8番47号 <a href="#">会場案内</a>
主催	時事通信社(協力:第二東京弁護士会自治体法務研究会)
参加費用	<b>10,800円(参加・資料代・税込)</b> ※定員100名・事前申込制・先着順

## お申し込み

セミナーに参加ご希望の方は、申込書に必要事項をご記入、捺印のうえ、FAXにて送信してください。一両日中に受付確認メールをお送りします。

セミナー当日は(1)本申込書、(2)お名刺、(3)受講料10,800円(税込)を受付にてお渡しください。受講料の当日支払いが難しい場合(セミナー終了後の振込みを希望される方)はご相談ください。

※参加申し込みが定員100人に達した段階で締め切りますので、お早めにお申し込み下さい。

 [FAX 申込用紙ダウンロード](#)

[| プライバシーポリシー |](#)

## プログラム

各プログラムにつき15分程度の質疑応答の時間を設ける予定です。

<b>13:00～13:50 講演I『利活用条例解説』</b> 全国町村会 法務支援室長 弁護士 大田 裕章 氏
<b>13:50～14:50 講演II『広島市におけるマイナンバー条例への取り組み』</b> 広島市 企画総務局 総務課 区政担当課長 岸 正登 氏
<b>15:00～16:00 講演III『特定個人情報保護評価書の解説』</b> 立命館大学 情報理工学部 教授 NPO法人情報セキュリティ研究所 理事 上原 哲太郎 氏
<b>16:00～17:00 講演IV『特定個人情報保護条例施行規則・様式解説』</b> 大田 裕章 氏

(諸事情により講演順や演題等が変更になる可能性があります)

[トップに戻る](#)

# 時事通信プレミアムセミナー「マイナンバー制度導入セミナー 応用編 in 大阪」に参加します

## 参加申込書 (FAX 06-6231-5011)

セミナーに参加ご希望の方は、本申込書に必要事項をご記入、捺印のうえ、FAXにて送信してください。  
一兩日中に受付確認メールをお送りします。

セミナー当日は①本申込書、②お名刺、③受講料10,800円(税込)を受付にてお渡してください。  
受講料の当日支払いが難しい場合(セミナー終了後の振込を希望される方)はご相談下さい。  
参加申し込みが定員100人に達した段階で締め切りますので、お早めにお申し込み下さい。

貴団体名	京丹後市議会議員	TEL	[REDACTED]
		FAX	[REDACTED]
所在地 住所	〒 [REDACTED] [REDACTED]		

貴氏名	E-Mail(※必須。正確にご記入ください)
松本 聖司	[REDACTED]

◎本セミナーでは受講される皆様よりご質問を受け付けます。事前に各講師に尋ねたい事柄がありましたら  
お書きください。ご質問の多い事項について時間の許す範囲で取り上げたいと思います。

①番号法第18条第1号に基づく個人番号カードの独自利用の可能性などごまご  
広がりかが見えてこない。システム改修との関係で他団体に先じて取り組  
む費用対効果があると言えるのか。住基カードのこの舞を踏むことにならぬか

◎時事通信社は、個人情報の保護が弊社の社会的責務であると考え、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守します。  
弊社のプライバシーポリシーにつきましては以下のサイトに掲載しております。  
<http://jamp.jiji.com/sympo/pp/>

【会場案内】  
阪急グランドビル 26階会議室  
TEL:06-6315-8368

【電車でお越しの方】

- ・阪急「梅田」駅 徒歩約2分
- ・JR「大阪」駅 徒歩約1分
- ・阪神「梅田」駅 徒歩約3分
- ・地下鉄御堂筋線「梅田」駅 徒歩約1分
- ・地下鉄谷町線「東梅田」駅 徒歩約2分

【お車でお越しの方】  
阪急グランドビルに駐車場完備(有料)



お問い合わせ先:時事通信社 大阪支社 セミナー事務局

TEL:06-6223-1211  
FAX: 06-6231-5011

E-Mail: jp-osaka-sls@jiji.co.jp

# 資料3

乗車駅から降車駅まで 乗り換え案内

峰山 - 大阪 乗り換え回数 2 回 | 所要時間 3 時間 8 分 | 料金 4,460 円  
2015年 5月 20日 8:18発 ⇒ 11:23着

- 峰山駅(西口)
- || 徒歩1分
- || 8:18着
- 峰山
- || 8:18発
- || 京都丹後鉄道宮舞・宮豊線(普通) [西舞鶴行き] 31分
- || 8:49着
- 宮津 [乗換 3分]
- || 8:52発
- || 丹後おおまつ2号 [福知山行き] 44分
- || 1,120円
- || 9:36着
- 福知山 [乗換 13分]
- || 9:49発
- || こうのとりのり10号 [新大阪行き] 1時間34分
- || 1,940円 特急 自由席 1,400円
- || 11:23着
- 大阪
- || 11:23発
- || 徒歩2分
- 大阪駅(連絡橋口)

乗車駅から降車駅まで 乗り換え案内

大阪 - 峰山 乗り換え回数 2 回 | 所要時間 3 時間 42 分 | 料金 4,460 円  
2015年 5月 20日 18:11発 ⇒ 21:50着

- 大阪駅(連絡橋口)
- || 徒歩2分
- || 18:11着
- 大阪
- || 18:11発
- || こうのとりのり19号 [豊岡行き] 1時間46分
- || 1,940円 特急 自由席 1,400円
- || 19:57着
- 福知山 [乗換 27分]
- || 20:24発
- || 大江山3号 [宮津行き] 42分
- || 21:06着
- 宮津 [乗換 12分]
- || 21:18発
- || 京都丹後鉄道宮舞・宮豊線(普通) [豊岡行き] 32分
- || 1,120円
- || 21:50着
- 峰山
- || 21:50発
- || 徒歩1分
- 峰山駅(西口)

(様式2)



平成27年 6月 10日

京丹後市議会議長 様

会派名 無会派  
代表者氏名 松本 聖司



### 調査研究等報告書

下記のとおり実施しましたので報告します。

#### 記

- 1 日程  
平成27年5月20日(水)午後1:00～5:00
- 2 場所  
阪急グランドビル26階 大阪市北区角田町8番47号
- 3 目的  
マイナンバー制度導入セミナー受講のため
- 4 該当する政務活動費の用途項目  
研修費
- 5 支出経費の内訳と金額  
セミナー受講料10,800円 交通費8,920円 合計19,720円
- 6 参加議員名  
松本聖司
- 7 調査研究成果の概要、所見  
マイナンバー制度に関する研修報告書・・・・・・資料1
- 8 成果物、資料等  
資料一式
  - ①利活用条例解説
  - ②番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(案)
  - ③広島市におけるマイナンバー条例への取組み
  - ④特定個人情報保護評価書の解説
  - ⑤特定個人情報保護条例施行規則・様式解説

## マイナンバー制度に関する報告書・・・・資料1

### 【日時】

5月20日（水）13時00分～17時00分

### 【視察目的】

行政手続きにおける特定個人を識別するための番号利用等に関する法律により、平成27年10月より住民票を有する方に、12桁の個人番号が通知され、平成28年1月からはマイナンバーの利用が開始され申請者への個人番号カードの交付も開始になります。そこで先行自治体の取組みや個人情報保護の考え方を研修し、市の取組みのチェックの一助としたい。

### 【視察項目】

1. マイナンバー利活用条例の解説について
2. 広島市におけるマイナンバー条例への取組みについて
3. 特定個人情報保護評価書の解説について

### 【視察内容】

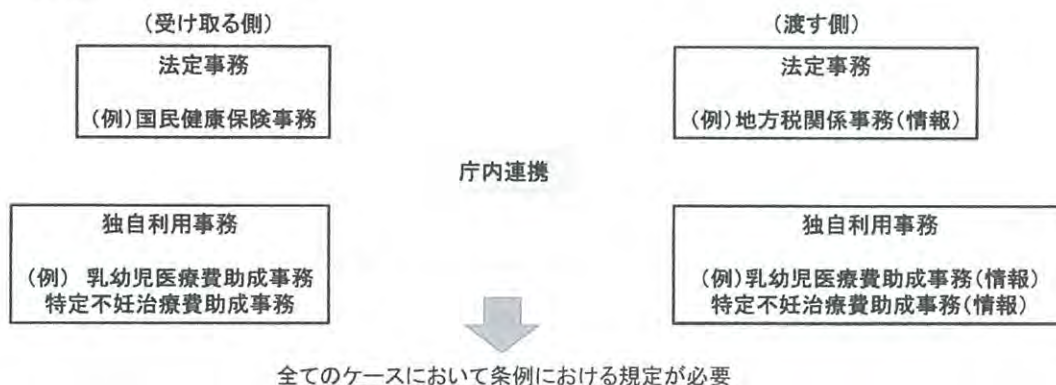
#### 1. 利活用条例の解説について

（説明者 全国町村会 法務支援室長 弁護士 大田裕章氏）

マイナンバー独自利用・庁内連携に関する条例整備については、番号法第9条第2項に基づいて行はれるのが基本であるが、個人番号を独自利用する場合は、行政として独自利用に関する条例の制定が必要である。規定方法については、番号法別表1の表形式を参照し、「機関」の欄と「事務」の欄を列挙し⇒利活用条例3条1項。要綱事務については、条例において、下位の法形式である要綱名を引用するのは適切でない。⇒要綱の目的規定、要件規定等を参照し、事務内容を具体的に規定すること。庁内連携とは、同一機関内で特定個人情報の授受をおこなう場合、マイナンバーと別の情報であっても受け取る側がマイナンバーを活用していれば、条例制定が必要になる。



(3) 庁内連携が想定されるケース



なお、庁内連携の場合におけるほかの法令規定による書類提出義務については、番号法第22条第2項により、番号法第19条第7項の規定による提供の場合におけるほかの法令の規定による書類提出義務に関する規定は、条例により必要とすることである。

他機関への提供に関する条例整備については、番号法第19条第9号の規定により法定事務・独自利用事務を問わず条例整備が必要。なお、同一の地方公共団体内であっても、執行機関を超える特定個人情報のやり取りは「提供」に該当する。例えば市長部局と教育委員会とは他機関編への情報提供となる。

## 2. 広島市におけるマイナンバー条例への取り組みについて

（説明者 広島市企画総務局総務課 区政担当課長 岸正登氏）

平成26年4月に企画総務局の区政担当課長もとに、個人番号係に係長以下5名体制でマイナンバー対応部署を設置し、庁内推進体制の整備からスタートした。マイナンバー制度は法定事務であり、その導入に伴う取り組みはシステム改修、条例制定・改正、特定個人情報保護評価などの事務的なものが主で、政策判断する内容は少ない。また短期間で対応するために、実務的な体制として、関係36課による社会保障・番号制度関係課長会議を5月に設置。主な取り組みとして事務調査(洗い出し)、システム対応、マイナンバーの独自利用、特定個人情報保護評価、職員体制の確保・研修、条例・規則の整備、事務マニュアルの整備、マイナンバーカードの独自利用等に整理したうえで進めた。

マイナンバー条例の制定のための取り組み①としては、下記の表で整理したが、事務内容における、条例制定の必要性の有無。根拠になる条文等である。

## マイナンバー条例制定のための取り組み①

### マイナンバーの利用と提供

区分	利用【マイナンバー法第9条】		提供【マイナンバー法第19条】	
	利用	機関内連携	市教育委員会等	他市町村(庁外連携)
法定事務	内容 法定事務でのマイナンバーの利用	別表第一の項(事務)間での特定個人情報の授受(複数事務での利用) 情報提供NW使用不可	法定事務での特定個人情報の授受 ①情報提供NW使用義務 ②情報提供NW使用不可	同左
	根拠 第9条第1項 別表第一 別表第一主務省令	第9条第2項 条例制定が必要 ※	①第19条第7号 別表第二 別表第二主務省令 ②第19条第9号 条例制定が必要 ※	第19条第7号 別表第二 別表第二主務省令
独自利用 (単独事業)	内容 単独事業でのマイナンバーの利用	単独事業での特定個人情報の授受 情報提供NW使用不可	単独事業での特定個人情報の授受 情報提供NW使用不可	単独事業での特定個人情報の授受は原則不可 規則連携のみ可 情報提供NW使用義務
	根拠 第9条第2項 条例制定が必要	第9条第2項 条例制定が必要	第19条第9号 条例制定が必要	第19条第14号 個人情報保護委員会規則

※ 業務を行う上で必要な情報が別表第二に規定されていない場合、条例で当該事務を規定することで利用・提供可能

取り組み②の条例制定の留意点としては、法定事務の精査。取り組み③としては、独自利用様事務の調査。取り組み④としては、独自利用事務として条例に規定する事務とシステム改修。取り組み⑤としては、すべての独自利用事務をピックアップして事務内容、根拠、システム名、対象人数や転入者数の確認、提供を求める情報を確認。取り組み⑥としては、具体的なマイナンバー条例の制定と6点に分けた事務内容を整理した。ただ⑥の条例制定については、番号法の「別表第二」を改正した場合に、条例との間に齟齬が生じた時には、条例改正が必要が常に出てくるとの説明である。

マイナンバーカードの独自利用については、マイナンバー制度の導入対応を優先し、マイナンバーカードの利用は次のステップで対応したい。また証明書のコンビニ交付については、住民票の写し、印鑑登録証明書、個人市県民税課税証明書は、平成28年1月、戸籍証明書、付票の写しについては、平成28年3月からスタートしたいとのことである。

特定個人情報保護評価については、統一的に事務を進めるため、特定個人情報保護評価の事務手順や事務分担を定めたガイドラインを平成26年10月に作成。第三者点検については専門家へ個別に意見聴取。理由としては、①情報公開・個人情報保護審査会の活用や新たな審査会の設置は、何もなければ5年間休眠状態の審査会となり適切でない。②専門性を有する複数の第三者の意見を聴取することで、評価の妥当性は判断できる。ということで、個人情報保護に知見を有する者2名と情報システムに知見を有する者2名に移植しているとのことである。

### 3. 特定個人情報保護評価書の解説について

(説明者 立命館大学情報理工学部教授 上原哲太郎氏)

個人情報を保護する。とは何か。個人情報漏洩防止の事ではない。個人情報の「適切な取扱い」。すなわち、個人情報の流通や管理の状況が適切であることを本人に伝えることで

ある。個人情報「漏洩」ばかり気にしていると本質を見失う。漏洩は「定められた目的を超えた利用」の原因となるという意味で問題である。実際には国民を不安に陥れるという問題がある、がそれは事後対応で軽減すべき話である。との導入部分の説明についてはインパクトがあった。

特定個人情報保護評価の意義については、基本理念として、特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを保護することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することである。目的としては事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止と国民・住民の信頼確保である。その内容としては、諸外国のプライバシー影響評価に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有するものが、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものである。また根拠法令等については、番号法第26条、第27条。特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針によるところである。

特定個人情報評価の対象としては、

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- 原則として法令上の事務ごと、番号法別表第1に掲げた事務ごとに実施。
- 評価実施機関の判断で、法令上の事務を分割又は統合した事務単位で実施することも可。という内容である。

また、評価の実施が義務づけられない事務として、

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務については評価が義務づけられない。
  - ア．職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務。
  - イ．手作業処理用ファイル。
  - ウ．対象人数が1000人未満の事務。
  - エ．公務員または公務員であった者等の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務等である。

特定個人情報保護評価をまとめると、自治体の場合の義務対象者は地方公共団体の長であり、広域連合、一部事務組合も同様である。一方、独立行政法人は現時点では該当しない。特定個人情報保護評価は、マイナンバーを取り扱う事務単位に実施され、しきい値評価に基づく3段階にメリハリが聞いた仕組みである。パブコメ、外部評価については、重点項目評価では任意、全項目評価では必須である。また、すべてにおいて公開と定期的な再評価を義務づけている。

## 【所見】

広島市のマイナンバー制度導入について、具体的な取り組みを学んだが、一つの法律施行により、地方自治体が受ける影響の大きさを自覚した。一方でシステム改修の費用が実際の改修費用に見合っていないとのハード面の課題、東日本大震災被害者やDV等被害者の居所情報の伝達に対する総務省からの具体的な運用方法が示されていないとの問題点。自治体としても、通知カード・マイナンバーカード交付による住民基本台帳の記録の正確性の問題。職員確保についても、事務マニュアル・帳票整備など国からの具体的な事務が示されないために遅延しているなどの現場の責任者としての声を聞くことができた。改めて、京丹後市のマイナンバー制度導入による進捗等状況や課題についても所管事務調査も含めて必要と考えている。

個人情報保護を目的については、私自身についても大きな勘違いがあった。世間一般と同じく、個人情報の漏洩防止にばかりに囚われていた。今回の番号法の施行による、マイナンバー制度の目的は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤整備である。「漏洩」の事のみ心配すると導入反対との考えもあるが、複雑化する現在社会、ICTの利活用が当然の現在社会では、適切な運用をし、この制度を可視化するために特定個人情報評価制度があると考えている。上原教授の説明にもあったが、システムとして、また人が取り扱う事務について一定にミスは発生するし、そのことが大きな情報漏洩に繋がらないようにするのがシステム構築であり、評価制度である。ゆえに個別の事例は事後対応で軽減すべきとの説明は理解できる。

今回のマイナンバー制度導入の必要性については、導入後も市民の理解も十分進まないのではと危惧する。確かに行政や書類申請時の効率化は進むが、住民基本台帳カードの時と同じで一般市民にとっては身分証明書としての価値しかないと考えている人も多い。今のままではマイナンバーカード交付の広がりには限界がある。他方で、各個人が所有している各種カードは財布等に入りきらない現状もあり、今後市としてもマイナンバーカードの独自利用を真剣に考える必要もあるし、国においては地方自治体の背中を押す支援が求められるところである。

(様式1)



27年 5月 15日

京丹後市議会議長 様

会 派 名 無会派  
代表者氏名 松 本 聖 司

調査研究等計画書

下記のとおり計画しましたので届け出ます。

記

- 1 日程  
平成27年5月28日
- 2 場所  
テイジンホール 大阪府中央区南本町1丁目6番7号
- 3 目的  
政策条例制定のテーマを食に定めて検討することになり、広い視野で食文化について研修する
- 4 該当する政務活動費の用途項目  
研修費
- 5 概算経費  
交通費 9,280 円
- 6 参加議員名  
松本聖司
- 7 参考添付資料等  
資料1 今こそ見つめ直したい我が国ニッポンの豊かな食文化  
資料2 受講票  
資料3 移動工程表



## グローバル時代の食を考える ～今こそ見つめ直したい、我が国ニッポンの豊かな食卓～

[主催] 時事通信社 [協賛] イオン株式会社  
[後援] 農林水産省、厚生労働省、消費者庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会

### 大阪開催

日程 2015年5月28日(木)13時～16時(開場12時～)  
会場 テイジンホール(大阪府大阪市中央区南本町1丁目6番7号) [▽ 会場案内](#)  
定員 250名(入場無料)

### お申し込み

- ・参加申込みフォームより、お申込みください。

[参加申込みフォームはこちら](#)

- ・スマートフォンご利用の方は、メールでのお申し込みも可能です。

[メールでのお申し込み\(スマホ\)](#)

- ・セキュリティの都合などで当セミナーのホームページにアクセスできない場合は、当FAX 申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX送信してください。折り返し受講票をメール送信致します。セミナー当日は、メール送信された受講票をプリントアウトし、必ず受付にお渡し下さい。

[FAX申込み用紙ダウンロード](#)

- ・参加申し込みが定員300人に達した段階で締め切りますので、お早めにお申し込み下さい。募集締切はiJAMP バナー広告と申し込みホームページでご案内します。募集締切後に申し込みを頂いた場合は受講票はお送りせず、メールにて募集締切の案内を致します。
- ・時事通信社は、個人情報の保護が弊社の社会的責務であると考え、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守します。お預かりした情報の取り扱いについて弊社は、本セミナーの主催・協賛・後援・出展企業等に、お客様の情報を提供する場合があります。この場合に提供する情報は、お客様個人を識別できない形式とし、団体法人名、部署名のみとします。弊社のプライバシーポリシーにつきましては以下のサイトに掲載しております。  
▷ [プライバシーポリシー](#)

### プログラム <大阪>

13:00 - 13:45【オープニングスピーチ】

農学者、東京農業大学名誉教授 小泉 武夫氏  
「食を愉しみ、こころ豊かな生活を ～多国籍食卓時代の食文化～」





【行政、企業、生活者の取組み】

- 13:45 - 14:30  
※各15分ずつ
1. 農林水産省 消費・安全局 消費者情報官 道野 英司氏  
演題(調整中)※テーマ:国の食品安全の管理体制について
  2. 生活協同組合コープこうべ 元理事(消費生活アドバイザー) 伊藤 潤子氏  
演題(調整中)※テーマ:消費者が持つべき意識、必要な消費リテラシーについて
  3. イオンリテール(株)執行役員 広報部長 兼 お客さまサービス部長 三宅 香氏  
「すべてのお客さまの豊かで安心な食卓のために」(仮)

14:30 - 14:45 休憩(15分)

【パネルディスカッション】

テーマ:「豊かな食文化を楽しむために、食卓を見つめなおす」

[モデレータ]

14:45 - 16:00 長崎大学 広報戦略本部 准教授 堀口 逸子氏

[パネラー]

農林水産省 消費・安全局 消費者情報官 道野 英司氏  
生活協同組合コープこうべ 元理事(消費生活アドバイザー) 伊藤 潤子氏  
イオンリテール(株)執行役員 広報部長 兼 お客さまサービス部長 三宅 香氏

会場案内(アクセス)

【会場 テイジンホール】



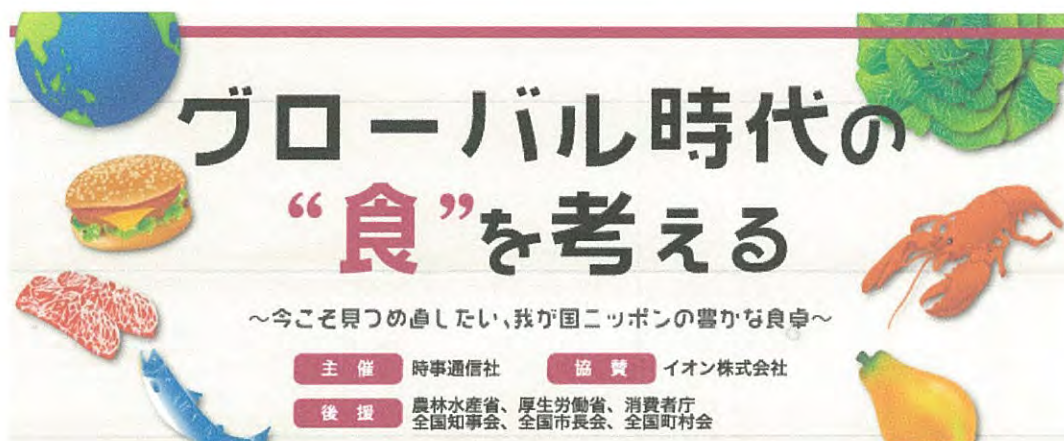
▷ [大きい地図を見る](#)

【アクセス】

- ・ 地下鉄をご利用の方  
地下鉄中央線・堀筋線「堀筋本町」東出口(2号出口)から専用通路あり
- ・ お車でお越しの方  
池田・堺・松原方面から阪神高速環状線、本町出口右車線を出た信号を左折し、本町通を越え、中央大通りを右折、一つ目の信号右折(船場センタービル1号館と2号館の間)一つ目の信号の左角

▶ [TOKYO](#) ▶ [NAGOYA](#) ▶ [OSAKA](#)

(諸事情により講演順、講演時間、演題、閉会時間等が変更になる可能性があります)



# グローバル時代の “食”を考える

～今こそ見つめ直したい、我が国ニッポンの豊かな食卓～

**主催** 時事通信社      **協賛** イオン株式会社

**後援** 農林水産省、厚生労働省、消費者庁  
全国知事会、全国市長会、全国町村会

[△上へもどる](#)

時事通信社「自治体実務セミナー事務局」

[TEL] 03-3524-6963 [FAX] 03-3542-5554 [E-MAIL] [jigyokikaku@grp.jiji.co.jp](mailto:jigyokikaku@grp.jiji.co.jp)



【受講票】※当受講票をプリントアウトして当日受付にお渡し下さい。

---

「グローバル時代の”食”を考える」

ご受講確定のお知らせ

---

個人 市議会議員

松本 聖司様

申込 No : 14578

このたびは、

時事通信社主催セミナー「グローバル時代の”食”を考える」  
に事前登録いただき、誠にありがとうございました。

正式にお客様のお申込みを受け付けましたのでお知らせいたします。

本メールを受講票とさせていただきます。

お手数ですが、本メールをプリントアウトしていただき、お名刺と共に  
当日受付にご提出ください。

-----  
【開催日時】 2015年5月28日(木) 13時00分～16時00分(開場12時～)

【会場】 テイジンホール

大阪府大阪市中央区南本町1-6-7

●地下鉄中央線・堺筋線「堺筋本町」東出口(2号出口)から専用通路あり

松本様のお越しをお待ち申し上げます。

-----

登録日時 : 2015-05-02 09:22

-----

※本シンポジウムの詳細はこちらからもご覧いただけます。

URL <http://jamp.jiji.com/sympo/2015-03/>

=====

本メールに関するお問合せはこちら

時事通信社 自治体実務セミナー事務局

TEL: 03-3524-6963 FAX: 03-3542-5554

E-mail: [jigyokikaku@grp.jiji.co.jp](mailto:jigyokikaku@grp.jiji.co.jp)

=====